〔別紙様式〕

輸入公表三の７の(10)に掲げるダイヤモンドの輸入に関する確認申請書

経済産業大臣　殿

|  |
| --- |
| ※確認番号  ※確認年月日  ※有効期限 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
| 氏名又は名称  及び代表者の氏名 |  |
| （法人の場合）法人番号 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 申請年月日 |  |

私／当社は、ダイヤモンドの輸入に関して以下を宣誓し、その内容に従って輸入するダイヤモンドについては、輸入公表三の７の（10）に掲げるダイヤモンドの輸入に該当することについての確認を申請します。

また、確認にあたり以下の内容を証明するための書類及び関係資料を管理・保管し、貴省において必要と判断した場合に、その求めに応じて提供し、内容について説明を行うことについて同意します。

（宣誓事項）

1. 法令を遵守し、適正なダイヤモンドの取引を行うため、管理における責任者を明確にし、自主的・組織的に取り組む体制を構築するとともに、ダイヤモンドの輸入元事業者（以下、「取引の相手方」という。）の選定や調達に関する基準あるいは方針を策定すること。
2. 取引の相手方に対して、その取引により輸入するダイヤモンドについて、輸入公表三の7の（10）に掲げるダイヤモンドに該当するか否かの判断及びその内容を、事実関係とともに証するために必要な情報を含む資料の整備を促すこと。
3. 輸入公表三の7の（10）に掲げるダイヤモンドを輸入する際は、その輸入の都度、輸入するダイヤモンドの一個（粒）ごとのカラット数が輸入公表三の7の（10）に規定する数値（以下、「閾値」という。）未満であること又は輸入するダイヤモンドの中に閾値以上のものが含まれないことのいずれかが確認できるよう、インボイス等の輸入関係書類上の記載において明らかにすること。
4. 本事前確認の実施に基づく、輸入公表三の７の（10）に掲げるダイヤモンドの輸入については、台帳等において一括管理を行うこと。
5. ダイヤモンドを輸入する際にかかる法令の手続きにおいて必要となる事項を適切な手段で確認し、その証票となる書面等の整備を行うこと。

（経済産業省確認欄）

-------------------------------------------------------------------------------------

□上記のとおり確認する。

□確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印

資格

記名押印